2.2.　「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32条第14項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。

2.3.　（略）

3.　（略）

別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1.　（略）

2.　試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴　４フェーズＷＬＴＣによる評価及びレベル１Ａに関する規定

⑵　（略）

⑶　本則の規則1.、4.、5.、6.4.1.1.から6.4.1.3.まで、6.5.2.、11.2.、11.3.及び12.から16.まで並びに附則１から附則３まで及び附則12の規定

⑷・⑸　（略）

2.2.～2.11.　（略）

2.12.　移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO_2排出量の基準値$M_{CO_2,ref}$については、協定規則第168号の附則８の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号の附則Ｂに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13.　（略）

3.　特別要件

3.1.　（略）

3.1.1.　（略）

3.1.2.　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　継続検査用ＯＢＤの技術的要件

継続検査用ＯＢＤは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1.　（略）

3.2.　協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。

2.2.　「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32条第10項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。

2.3.　（略）

3.　（略）

別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1.　（略）

2.　試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1.　協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。

⑴　４フェーズＷＬＴＣによる評価に関する規定

⑵　（略）

⑶　本則の規則1.、4.、5.、6.4.1.1.から6.4.1.3.まで、6.5.2.、10.8.、11.2.、11.3.及び12.から16.まで並びに附則１から附則３まで及び附則12の規定

⑷・⑸　（略）

2.2.～2.11.　（略）

2.12.　移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO_2排出量の基準値$M_{CO_2,ref}$については、協定規則第168号の附則８の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｂに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13.　（略）

3.　特別要件

4.1.　（略）

4.1.1.　（略）

4.1.2.　（略）

別添124　継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　継続検査用ＯＢＤの技術的要件

継続検査用ＯＢＤは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1.　（略）

3.2.　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５付録１の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.6.3.の規定を満たすものであること。